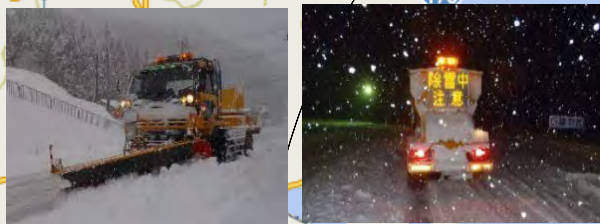


京都府における降雪時の避難経路の確保

- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深が概ね10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業（除雪、凍結防止等の対策）を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



- (凡例) 除雪活動拠点
- 国、NEXCO
 - 京都府
 - 京都府道路公社
 - 関係市町

- 京都縦貫自動車道
- 国道27号
- 舞鶴若狭自動車道

※主要な道路について、積雪深概ね10cmを基準に除雪開始



除雪機械の配備台数 平成29年3月時点

国(近畿地方整備局) ※京都府内の配備数	24台
京都府	67台
関係市町 舞鶴市、綾部市ほか	83台
京都府道路公社	16台
高速道路会社(NEXCO) ※1	56台
民間	217台

※1 NEXCO西日本福知山高速道路事務所、京都高速道路事務所の保有台数